

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】(町民課)

本町の医療給付費分は、現状において応能割に重点を置いた設定とさせていただきます。今後の保険税率の改正に当たっては、県から示される標準保険税率を参考とし、加入者の過度な負担にならないよう計画的に検討したいと考えております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】(町民課)

子どもの均等割負担については、令和4年度から未就学児に係る国保税の均等割額が所得制限なしで一律に5割軽減されることとなりますので、本町では新たに町独自の軽減措置を講ずることは考えておりません。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】(町民課)

本町の国保財政は厳しい状況の中、基金や一般会計からの繰入金などを活用して収支のバランスを図っているところでございます。

今後の一般会計からの法定外繰入につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針に赤字削減・解消の取組や目標年次が示されておりますので、これに沿って国保財政の健全化に努めたいと考えております。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】（町民課）

国保税の減免については、現行の規定の範囲内で運用しており、減免制度を拡充する予定はありません。

今後におきましても、規定の範囲内で個々の生活状況を勘案して対応したいと考えております。

- ② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】（町民課）

新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免につきましては、令和3年度も引き続き実施いたします。また、町の広報やホームページでの案内と併せて、7月中旬に発送する令和3年度の国保税納入通知書にリーフレットを同封するなどして広く周知してまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】（町民課）

一部負担金の減免につきましては、個々の事情に考慮しながら現行の規定の範囲内で対応しており、制度の拡充などは考えておりません。

今後におきましても、窓口における相談内容により、必要に応じて関係部署に引き継ぐなど丁寧に対応していきます。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】（町民課）

申請書の様式については、町の規則に規定されております。改正の必要が生じた際には、他の市町村の様式なども参考に検討したいと考えております。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】（町民課）

減免の申請に当たっては、該当する世帯の生活や資産の状況等を詳しく伺う必要がありますので、医療機関等の会計窓口での手続きは考えておりません。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】（町民課）

滞納者の経済状況などの個々の事情を踏まえ、住民に寄り添った対応を心がけております。また、滞納者の実情に応じて、福祉部門等の関係部署に繋げるなど、きめ細かな対応に努めてまいります。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】（町民課）

滞納整理については、個々の事情を十分に配慮しつつ、慎重に対応しております。また、財産の差押えにつきましては、税負担の公平性を確保するため、納める能力があるにもかかわらず、納税されない方に対し国税徴収法、地方税法に基づき滞納処分を行っております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】（町民課）

他の債権差押えと同様に、督促状、二度にわたる催告書、さらには差押えの予告へと段階を踏んだ十分な周知や警告をしており、それでもなお反応や納税相談がない場合に実施しているものです。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】（町民課）

公正公平な税負担の観点から、他の町税と同様に個別に担税能力に応じた無理のない納税計画に基づく配慮をしております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちませぬ。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】（町民課）

本町においては、被保険者証の有効期限前に被保険者証を郵送しておりますが、国保税を納付できない特別な事情がなく、かつ、納付指導にも応じない方に対して短期被保険者証を発行しております。被保険者間の負担の公平性及び滞納者との相談機会を確保する観点もありますのでご理解いただきたいと存じます。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】（町民課）

短期被保険者証の更新時には、滞納者との相談機会を確保する観点から窓口への来庁を促して

いるところがございますのでご理解いただきたいと存じます。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】（町民課）

現在は資格証明書の該当者はありませんが、税負担と給付の公平性を確保するため、担税能力があるにもかかわらず納税相談等に応じない世帯に対しては、資格証明書を発行する場合があります。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】（町民課）

傷病手当金については、国保財政に余裕がある場合などに支給することができる任意給付となっております。本町の国保財政の現状を踏まえると恒常的な施策として支給することは難しいことから、国の基準に基づいた支給内容としております。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】（町民課）

町単独での要請は行っておりませんが、埼玉県国保協議会において、傷病手当金の支給対象者の拡大や支給対象額の増額などを盛り込んだ要望書を国へ提出しております。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】（町民課）

国保運営協議会の委員については、被保険者を代表する委員、保険医等を代表する委員、公益を代表する委員をそれぞれ3名選出しております。公募につきましては、他の市町村の例などを参考に検討したいと考えております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】（町民課）

住民の意見を十分反映できるよう取り組んでまいります。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】（町民課）

特定健診の自己負担額については、今年度から無料といたしました。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

がん検診と特定健診との同時実施につきましては、集団検診において、胸部検診をセットで受けられるようにしております。

今後も町民の方が、がん検診を受診しやすくできるよう、検討していきたいと思っております。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】（町民課）

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、受診勧奨等の取り組みが計画どおりに進められませんでした。

今年度は、町の広報やホームページを活用して特定健診の重要性などを発信するとともに、安心して受診できる環境を整えたいと考えております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】（健康福祉課）

個人情報の取扱いに際しては、適切な管理を行うとともに、外部への流出防止に努めてまいります。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】（町民課）

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに全市区町村が加入する後期高齢者医療広域連合が運営しており、また、窓口負担2割化を盛り込んだ医療制度改革関連法が成立したことから、国に対して要請することは考えておりません。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】（町民課）

後期高齢者の保健事業を効果的かつ効率的に展開できるよう関係部署と連携していきたいと考えております。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】（町民課）

本町では、全町民を対象に国保の保養施設の利用補助事業を行っており、昨年11月からは町内の温浴施設の利用補助を新たに開始いたしました。さらに、人間ドック等にかかる受診費用に対する補助制度も行っております。

また、保健・福祉部門においても様々な施策を展開しており、今後も連携して健康保持に有益な事業を展開してまいります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】（町民課）

健康診査については、今年度から受診費用を無料といたしました。人間ドックやガン検診は受診費用の一部を負担していただいております。歯科健診につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合の事業で75歳の方を対象に無料で歯科健診を実施しております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】（健康福祉課）

埼玉県では、「埼玉県地域保健医療計画」において、医療圏ごとに病床数が決められており、地域保健医療・地域医療構想協議会等で話し合いを行っています。本町といたしましてはこれらの情報の把握に努めるとともに、近隣市町とも連携を図りながら今後も対応してまいりたいと思います。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】（健康福祉課）

本町では、看護学生の地域実習を受け入れることでの看護師の育成を支援しており、今後も継続していきます。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】（健康福祉課）

保健センターの保健師は、現在4名おり、新型コロナウイルス感染予防やワクチン接種をはじめとし、さまざまな保健予防事業を行っています。今後も、保健師のみではなく、保健センター職員が協力しながら事業を行っていきたいと思います。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】（健康福祉課）

現在町単独で、PCR検査の助成は行っておらず、新たに検査に対する助成を行う予定はありません。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】（健康福祉課）

現在町単独で、無症状者に対する PCR 検査の助成は行っておらず、新たに検査に対する助成を行う予定はありません。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】（健康福祉課）

現状では、7月末までに高齢者の接種を終了し、次の順位の方に速やかに移行できるよう準備を進めています。今後も、地区医師会等と協力しつつ、また、全庁で協力しながらワクチン接種を進めていきたいと考えております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】（健康福祉課）

第8期計画における重点施策及び基本目標の実現に向けた施策事業を実施することで、次期保険料の見直しが住民の負担軽減に繋がられるよう、努力してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】（健康福祉課）

2020年度は2件の減免申請を受理し、全ての減免を決定しております。2021年度も減免の実施を継続してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】（健康福祉課）

さまざまな事由による生活困難事例の状況を把握し、個々の状況対応に努めてまいります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】（健康福祉課）

町の単独支援として、在宅で暮らす高齢者で非課税世帯を対象に訪問介護を利用した1か月の利用者負担額の一部を軽減する減免制度を実施しております。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じて

ください。

【回答】（健康福祉課）

要介護認定者の内、2割負担が3.6%、3割負担が1.8%となっております。負担割合を原因としたサービスの利用抑制を防ぐために介護支援専門員や関係事業所からの情報把握に努めてまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とされない助成制度を設けてください。

【回答】（健康福祉課）

食費や居住費の経済的負担を理由としたサービス利用困難者の状況を把握し、個々の状況対応に努めてまいります。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】（健康福祉課）

介護事業所の事業継続は、介護を必要としている本人だけでなく、そのご家族にとっても必要なことです。介護事業所との連絡を密に行い、相談しやすい体制づくりに努めると共に資金融資等の情報提供を行ってまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】（健康福祉課）

埼玉県が行うマスク等の提供以外で介護事業所が必要とする衛生材料の把握に努め、今後、国の地方創生臨時交付金が追加交付されることがありましたら要望を検討してまいります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】（健康福祉課）

介護サービス従事者やその利用者へ、早急にワクチン接種を行うことを優先課題として捉え、現在取り組んでおります。

当町の入所施設従事者及び入所者のワクチン接種については、施設内での接種を5月31日から順次開始し、6月下旬から7月中旬にかけて、全ての入所施設において2回目の接種を完了する計画で進めております。

また、町外入所施設の従事者につきましては、年齢に関わらず申し出により先行接種が行えるよう、7月上旬には接種券を送付する準備を進めております。

入所施設以外の事業所の従事者につきましては、自宅待機となったコロナ感染者宅への訪問を行う事業所につきましては、申し出により先行接種が行えるよう進めてまいります。

次に、PCR検査につきましては、感染者の発生を把握し、早期に措置を講じることにより、感染拡大やクラスターの発生を防止するうえで、有効な手段と考えます。しかし、まずは、埼玉県が行っている入所施設や通所系事業所の従事者に対する検査を率先して受けていただくよう、事業所へ検査申し込みの声掛けをおこなってまいります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】（健康福祉課）

第8期計画期間中の令和7年度に特別養護老人ホーム100床の設置及び通所介護事業所の開設を計画しております。

また、令和2年度に24床の特定施設入居者生活介護事業所の指定を受け基盤整備を進めております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】（健康福祉課）

第8期計画における重点施策及び基本目標の実現に向けた施策事業を実施していくには、地域包括支援センターの体制充実が必要不可欠であると考えます。諸研修への参加などを通して、人材育成に努め、地域包括支援センターの体制の充実を図ってまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】（健康福祉課）

令和2年度に国の予算を活用して県が実施主体となり、障害福祉サービス事業所等に感染症対策に必要な衛生用品を配布いたしました。令和3年度は予定されていないとのことです。今後、国の地方創生臨時交付金が追加交付されることがありましたら、要望を検討してまいりたいと考えております。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】（健康福祉課）

感染拡大に伴う入院患者増加に対応するため、県では病床確保計画を策定し、受入れ病床の確保に取り組んでおります。更なる病床確保と受入体制を強化するためには、新型コロナ患者を受け入れる医療機関に対する国の強力な支援が必要であると考えております。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】（健康福祉課）

施設職員の処遇改善につきましては、機会を捉えて国や県に要望してまいりたいと考えております。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

現在、65歳以上の方を対象にワクチン接種を実施しておりますが、今後は、60歳から64

歳の方、12歳から59歳で障害者手帳をお持ちの方など、基礎疾患を有する方が優先接種の対象となります。

なお、接種会場につきましては、地元医師会のご協力により、集団接種とかかりつけ医での個別接種が選択できますので、安心して接種を受けていただきたいと思います。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】（健康福祉課）

現在、入間西障害者地域総合支援協議会構成市町の日高市、毛呂山町及び鳩山町と検討しております。地域で共通する課題については、1市3町で連携することとし、その他については、町で整備の方向性を検討してまいります。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】（健康福祉課）

施設整備や民間事業者に対する補助については、現在のところ予定しておりません。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】（健康福祉課）

入間西障害者地域総合支援協議会及び越生町障害者連絡会議の意見を踏まえながら検討してまいります。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】（健康福祉課）

近年、グループホームに入居する方が増加傾向にあり、今後も入居希望が増えることが予想されます。しかし、厳しい財政状況であり、町による施設整備は難しいものと考えております。日頃の窓口や電話相談などによりニーズの把握に努め、相談支援事業所等、関係機関と連携して支援してまいります。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】（健康福祉課）

日頃から窓口や電話相談のほか、内容によっては町職員が自宅等を訪問し、本人や家族の生活状況や健康状態などの把握に努めております。今後におきましても、庁内各課で情報共有を図るとともに、関係機関と連携して対応してまいります。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

町が把握している範囲では、1人が土日を利用して、月2～3回帰省しております。現状では、在宅福祉サービスのニーズはありませんので、要綱等の改正予定はありません。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】（健康福祉課）

越生町では、所得制限は平成31年1月から、また、年齢制限は平成27年1月から導入しておりますが、埼玉県の制度に準じて運用しておりますので、所得制限等の撤廃は考えておりません。また、医療機関等において、保険診療にかかる医療費の一定割合分である一部負担金については、重度心身障害者医療受給者の負担は実質ありません。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】（健康福祉課）

医療費の現物給付は、平成27年4月診療分から、越生町・毛呂山町内の指定医療機関にて実施しております。また、県では、未就学児の県内全域現物給付化の実施に向けた準備が進められております。今後も県や近隣市町村の動向を注視してまいります。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】（健康福祉課）

令和3年3月31日現在における精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級が5人、2級が53人となっております。越生町は、埼玉県に準じて運用していることから、対象者の拡大は考えておりません。

(4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※ 脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】（健康福祉課）

医療機関、相談支援事業所等と連携して、障がいをお持ちの方の心身の状況を的確に把握し、最適な福祉サービスを提供してまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】（健康福祉課）

県の補助要綱に基づき実施しております。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】（健康福祉課）

越生町独自の持ち出し金額はありません。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】（健康福祉課）

利用者1人あたりの利用時間は、年間150時間を限度としております。令和2年度の利用状況は現行の150時間に対応可能でしたが、今後の利用状況や県及び近隣市町の動向を注視してまいります。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】（健康福祉課）

県の補助要綱に基づき実施しておりますので、制度の改善につきましては、県や近隣市町の状況を注視してまいります。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】（健康福祉課）

県費補助金の増額等につきましては、機会を捉えて要望してまいります。なお、低所得者も利用できる制度となっております。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】（健康福祉課）

越生町では、1人あたり年間最大36枚のタクシー券を配布しております。令和2年度実績では、タクシー券を36枚すべて使用した利用者は、41人中4人でした。配布枚数につきましては、利用状況を見ながら、今後も検討してまいります。また、越生町は、県の広域協定に参加しております。100円補助券等を導入する場合、町がタクシー事業者と協定を締結する必要があります。その事務負担等が増大することから、町独自の導入は考えておりません。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは

導入しないようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

福祉タクシー利用料金助成事業及びガソリン代を補助する自動車燃料費等補助事業は、対象者本人が乗車すれば、介助者・付き添いの方も同乗することができます。所得制限や年齢制限等は導入しておりません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

今後も県の広域協定への参加を継続することで、地域間格差が生じないようにいたします。また、県費補助金については、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】（健康福祉課）

避難行動要支援者名簿の対象者は、以下のとおりです。

- (1) 介護保険における要介護3から5の方
 - (2) 身体障害者手帳を所持しており、障がいの程度が1級及び2級の方
 - (3) 療育手帳を所持しており、障がいの程度が○A及びAの方
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳を所持しており、障がいの程度が1級の方
 - (5) 75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に属する方
 - (6) その他、町長又は民生委員等が特に災害時の支援が必要と認めた方
- したがって、家族がいても上記各号のいずれかに該当する場合は、対象となります。

名簿登載者の避難経路については、地域支援者の方々に、平常時から避難所までの経路を確認していただくようお願いしております。また、防災担当職員と、災害発生時に避難所運営を担当する職員が、各避難所のバリアフリーや防災倉庫の備蓄品等を確認しております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】（健康福祉課）

越生町では、現在、「社会福祉法人光」及び「社会福祉法人かえで」と「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しております。要配慮者の受け入れ方法等については、今後も各法人と協議してまいります。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

感染症拡大防止のため、可能な限り他者との接触を避ける必要があります。そのため、今後は、在宅避難、車中避難、各地区集会所への避難なども考えられます。災害の程度にもよりますが、今後も救援物資の配給方法について、検討してまいります。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】（健康福祉課）

避難行動要支援者名簿は、消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織に対し提供することとされておりますが、本人の同意が得られない場合は、提供できないことになっております。そのため、民間団体の訪問や支援を目的とした要支援者名簿の開示は難しいものと考えております。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】（健康福祉課）

現在、防災対策は総務課、感染症対策は健康福祉課が担当しておりますが、日頃から緊密に連携し、対応の検討・情報を共有しております。災害発生時には、災害対策本部の指揮のもと、関係機関と連携し対応してまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】（健康福祉課）

障害福祉関連事業の新設、削減、廃止等の予定はありません。今後も、利用者のニーズに応じて必要な予算を確保し、適切な福祉サービスを提供してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】（子育て支援課）

現在、本町には待機児童はおりません。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】（子育て支援課）

私立の認可保育所において、定員70名のところ、71名の受入れをしております。

令和3年4月1日現在、0歳児2名、1歳児12名、2歳児15名、3歳児14名、4歳児13名、5歳児15名です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をす

すめてください。

【回答】（子育て支援課）

現在、待機児童はおらず、認可保育所の増設等は待機児童の状況により検討してまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】（子育て支援課）

現在、待機児童はおらず、児童の受け入れ枠の設定は待機児童の状況により検討してまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】（子育て支援課）

認可外保育施設はなく、計画はありません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】（子育て支援課）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき対応しております。

また、保育士は、国の配置基準に則り配置しておりますが、園児の発達に合わせて適切に配置しております。保護者からの相談には、随時応じていて、必要な場合は保育士から声をかけるなど、保護者支援も行っております。引き続き、きめ細かな保育・保護者支援を継続してまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】（子育て支援課）

待機児童はおりません。入所児童の状況に対応できるよう、保育士を雇用して対応してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】（子育て支援課）

制度の開始にあたり、国の基準のとおり、幼児教育・保育の無償化を実施し、保育料につきましては、第3子以降の保育料は無償化を実施しております。更に、副食費につきましても、国の基準の無償化に加え、第3子以降の副食費を無償としております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】（子育て支援課）

保育士の質の向上のため、保育士の研修を勧めます。また、県と共に指導監査を実施してまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】（子育て支援課）

保育所の安定を図り、育児休業取得による上の子の退園など、保育に格差が生じないように支援いたします。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】（子育て支援課）

学童保育を必要とするすべての児童が学童保育室に入室できるよう、小学校の協力を得て、余裕教室を借用し学童保育室を実施しております。児童一人当たりの面積等、適正基準が確保できるよう努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町（63市町村中65.1%）、「キャリアアップ事業」で32市町（同50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】（子育て支援課）

学童保育室の支援員の体制が、両事業には適さないため申請はしていません。しかし、放課後児童支援員研修を受講し、支援員の資格を取得した支援員に対しては、報酬を増額しております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】（子育て支援課）

県単独事業のうち、対象となる補助金につきましては積極的に活用してまいります。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

(1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引き続き継続してください。

【回答】（子育て支援課）

本町では、平成24年4月から対象年齢を18歳の年度末まで拡大しております。

(2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】（子育て支援課）

国、県に対して要請してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】（健康福祉課）

越生町は福祉事務所を設置しておりませんので、生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所と連携して対応してまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】（健康福祉課）

生活保護の実施機関は、埼玉県西部福祉事務所でございます。扶養照会については、実施機関において、法令に基づき適切に対応しているものと認識しております。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】（健康福祉課）

「生活保護決定・変更通知書」は、実施機関である埼玉県西部福祉事務所から被保護者に通知されております。通知書には、保護開始（変更）年月日、保護開始（変更）の理由、扶助費の内訳及び計算方法などが分かりやすく記載されていると認識しております。なお、不明な点がある場合は、その都度、町の福祉担当窓口で説明しております。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】（健康福祉課）

越生町は福祉事務所を設置しておりませんので、生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所と連携して対応してまいります。ケースワーカーの人数や有資格者の採用については、機会を捉えて要望してまいります。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】（健康福祉課）

越生町では、過去3年間において、ご指摘のケースはありませんが、今後このようなケースが生じた場合は、生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所で、適切に対応するものと存じます。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】（健康福祉課）

埼玉県西部福祉事務所およびアスポーツ相談支援センターと連携して対応してまいります。

以上